

## 函館地方裁判所委員会（第27回）議事概要

（函館地方裁判所委員会事務局）

### 1 日時

平成26年7月9日（水）午後3時00分～午後5時00分

### 2 場所

函館地方・家庭裁判所5階大会議室

### 3 出席者（敬称略）

（地裁委員）海老憲一，落合京子，川井公文，河内孝善，川嶋信義，澁田孝，寺田隆至，植松直，荒井徹伊，甲斐哲彦，鈴木尚久

（説明者）刑事部総括裁判官 佐藤卓生

（事務局）民事首席書記官伊藤彰，刑事訟廷管理官齊藤和広，地裁事務局長末神克之，地裁事務局次長柴田茂樹，地裁総務課長大橋里美，家裁総務課長馬籠寿幸，地裁総務課課長補佐山形英世

### 4 議題

函館地方裁判所における裁判員裁判の実施状況

### 5 机上配布資料

- （1）資料1 函館地方裁判所委員会委員名簿
- （2）資料2 函館地方裁判所における裁判員裁判の実施状況
- （3）資料3 函館地裁の裁判員経験者に対するアンケート結果グラフ
- （4）資料4 全国と函館地裁の裁判員候補者の出席率の対比
- （5）資料5 裁判員制度ーより多くの方に，参加していただくためにー（最高裁パンフレット）
- （6）資料6 裁判員制度ナビゲーション（最高裁パンフレット）

### 6 議事

- 互選により函館地方裁判所長甲斐委員が委員長に就任
- 函館地方裁判所における裁判員裁判の実施状況について  
（委員長）

当庁において，裁判員裁判の裁判長を担当している佐藤刑事部総括裁判官に各種説明をお願いする。

（説明者が裁判員裁判及び裁判員経験者との意見交換会の実施状況について説明。その後，裁判員法廷等を見学。）

（委員長）

意見交換に入りたい。

（委員）

函館地方裁判所の管内は、寿都や後志から函館までと広範囲で、また、離島の奥尻などもあり、遠方にお住まいの方が函館に来るのは大変である。遠方者であることを辞退事由として柔軟に対応しているのか。

(説明者)

札幌や東京など函館地裁管外にお住まいの方については、直ちに辞退事由ありとして辞退を認めているが、管内の遠方者については遠方のみを事由として辞退事由ありとは認めていない。しかし、事前の質問票への回答や裁判所からの補充的な照会を資料として、冬期間であるとか、交通手段の有無等、候補者個々の具体的な事情を考慮し、本人に辞退希望があれば、辞退を柔軟に認めている。

(委員長)

旅費や日当、宿泊費などの手当について説明されたい。

(説明者)

資料6「裁判員制度ナビゲーション」の16ページ以降に裁判員の時間的負担、精神的負担、経済的負担について記載されている。裁判所に来ていただくと日当と交通費が支払われる。日当については裁判員候補者は1日当たり8,000円以内、裁判員又は補充裁判員に選任されると1日当たり10,000円以内となっている。遠方者で宿泊が必要な方には宿泊費が定額で支払われる。

(委員)

資料4「全国と函館地裁の裁判員候補者の出席率の対比」について具体的に説明されたい。

(説明者)

呼出状を送付した候補者数に対する、選任手続期日に出席された候補者数の割合を表示している。全国と函館の出席率を比較すると函館はやや低い出席率となっている。辞退が認められた裁判員候補者の割合が全国と比較し5ポイントほど高い上、予め辞退を認められた候補者などを除いた当日の出席が求められる候補者に対する出席者数の割合も6ポイントほど低い結果となっており、その要因を函館地裁で分析しているが、主たる理由は分かっていない。

全国平均では、裁判員6人と補充裁判員一、二人の計七、八人を選任するに当たり、70人から90人を候補者として呼出しを行うが、函館では出席率がやや低いため呼出しを行う候補者数も80人から100人と、全国平均よりも多くなっている。最終的に裁判員として選ばれる候補者は6人、補充裁判員は一、二人であり、多くの候補者を呼び出した場合、結果的に選ばれない方も多くなってしまうことから、選任手続期日に出席する候補者の負担も考えて、呼出しを行う候補者数を判断している。他方で、補充裁判員を一、二人選任するという場合には、検察官と弁護士は、選任手続のなかで裁判員に選任しない候補者を5人ずつ選ぶことができるため、出席している候補者から最大10人まで無条件で除かれる可能性がある。候補者数が裁判員6人と補充裁判員一、二人の計七、八人に満たない場合は、選任手続を新たにし直さなくてはならないため、そうならないように考慮して80人から100人の候補者に呼出状を送

付している。今までのなかで最も少ない出席者数は16人であったが、検察官と弁護士が裁判員に選任しないとした候補者が少なかったため、裁判員と補充裁判員の合計7人を選任することができた。

呼出者数については、季節や裁判にかかる日数なども考慮した上で、事件ごとに判断している。

(委員)

資料5「裁判員制度—より多くの方に、参加していただくために—」や資料6「裁判員制度ナビゲーション」の最終ページに裁判員経験者の声が掲載されており、前向きな意見が多いが、掲載されないネガティブな意見を把握しているのか。

(説明者)

ネガティブな意見も承知している。時間がかかるとの意見や人を裁くことに対する難しさや審理の在り方についての意見もある。

資料3「函館地裁の裁判員経験者に対するアンケート結果グラフ」でも「審理のわかりやすさ」、「法廷での説明、証拠調べのわかりやすさ(検察官)」、「法廷での説明、証拠調べのわかりやすさ(弁護士)」などで、少数ではあるが「わかりにくかった」との回答がある。例えば、犯行時の精神状態が争点となる責任能力が争われる事件では、精神科医師が精神鑑定について説明を行うことがあるが、専門分野についての説明であり、わかりやすい説明となるように工夫していても、難しく時間がかかることが原因の一つと思われる。また、評議の場面においても、言いたいことが言えなかったとの感想を持つ方もおられる。裁判官、裁判員ともに対等な立場で話し合える、話しやすい雰囲気作りを心掛けているが、裁判員が法律的な問題について裁判官と対等な立場で議論を行うのは難しいため、話しにくいとの意見が少数ではあるが存在することから、裁判官同士でも改善のための意見交換を行うなどして、取り組んでいる。

(委員長)

裁判員裁判においては、審理あるいは評議の充実が最も重要である。率直に意見を言える環境作りが重要であり、この部分が機能していないと裁判員制度がうまくいっているとは言えないと思う。この点について、委員の意見を伺いたい。

(委員)

裁判員裁判が始まって5年が経過し、マスコミ報道が少なくなっているとの印象もあるが、裁判員裁判は判決まで全て報道していこうというのがマスメディアの現状だと思う。

5年が経過し、評議内容などの守秘義務が重荷になりストレスとなったとか、残虐な証拠写真の影響で精神疾患を発症したなどの声も少なからず聞こえてきている。メディアの社説などを見ると「裁判員裁判は国民の手による裁判の制度であり賛成だが、今後改善していく余地はかなりあるのではないか。」との意見が多数掲載されている。これらについて裁判所の意見はいかがか。

(説明者)

守秘義務については、施行当初からメディアなどから意見が出されており、議論がある。先日当庁で開催された裁判員経験者との意見交換会では、「守秘義務についてどの程度負担に感じているか」との質問に対して、「強い負担感を感じた。」との意見はあまり聞かれなかった。裁判員経験者からは、「裁判所内で見聞きしたこと全てが守秘義務の対象になると思っていたが、裁判員を務める前に、裁判長から、守秘義務の範囲などについて具体的な説明を受け、裁判所の担当者からも説明を受け、誤解が解けた段階で気が楽になった。」との感想も聞いている。また、一般企業でも職務上の守秘義務はあるので、裁判員裁判に特有のものではないとの意見も多くあった。

(委員長)

裁判所においては広報的な面からも守秘義務について周知を行っているが、守秘義務の範囲について理解していただけると負担感は軽くなると思われる。この点については今後の広報の在り方について色々な意見を参考に検討し、実行していかなければならないと思う。

次は残虐性のある証拠写真について、委員の意見を伺いたい。

(委員)

立証責任を負っている検察官としては、具体的な事実を立証する上で何が最良の証拠なのかを考えつつ、直接主義や口頭主義という法廷での原理原則も踏まえて判断している。個人的な見解としては、裁判員裁判が導入された趣旨としては、裁判に直接一般の国民に参加していただき、それを司法に反映させることが基本であると理解しており、この趣旨に沿って考えると、事件を直接、生のまま見ていただき、それを適正に反映していただくことが基本ではないかと思っている。一方、検察官は、凄惨な事件現場に臨場し遺体を見たり司法解剖に立ち会うこともあるが、そのような写真を一般の方に見せることには抵抗感がないわけではなく、その事実を立証する上でカラー写真が必要なのか、他の二次的な証拠で代替できるのかなども検討し、証拠の請求を行っている。また、公益の代表者たる検察官として被害者や遺族の声を届けるとの使命もあり、被害者参加などの事案などでは、実際に遺族などが遺体を見ている中で、その状況が裁判員に伝わるのかといった問題もあり、検察官として色々な要請のなかで事件ごとに何を立証すべきなのかを勘案し検討している。証人尋問などでは、直接当人から聞けばわかりやすいとの意見もあり、写真についても同様ではと思うが、実際にはそうではないようであり、検察庁としてもいろいろ議論している。

(説明者)

請求された証拠について、何を立証したいのか、裁判員に直接見ていただくのが必要なのかという観点から、証拠の必要性について弁護人の意見も踏まえて裁判所で判断している。具体的には、法廷での手続が始まる前に、証拠を取捨選択したりまとめたりする公判前整理手続があり、そのなかで凄惨な写真や遺体の写真を証拠として提出する予定があるのかを確認し、予定がある場合は直接その写真を確認し、その写真が必要なのか、又は図面などで代替ができな

いか、全国的にはコンピューターグラフィックで代替している事例もあり、代替手段による差替えの検討を依頼することもある。ただ、検察官の発言にあったとおり、事実は何だったのかという点について直接物を見ていただくことの必要性は否定できないと思う。個々の事件のなかで必要性を検討し、凄惨な写真ではあるが証拠として必要であるとの結論に達した場合には、証拠として採用することはある。その場合であってもカラー写真が必要なのか、白黒写真で代用できないかについて更に検討している。凄惨な写真が証拠として予定される場合は、裁判員選任手続の場において、裁判のなかで凄惨な証拠写真が提出される可能性がある旨の説明をし、辞退申出の意思があるかを伺っている。裁判員裁判ではなるべく凄惨な写真を見ないように配慮しており、また、やむを得ず凄惨な写真を証拠として採用した場合であっても、そのことが精神的な重荷につながりかねない方には辞退を柔軟に認めることで対応している。

(委員)

裁判員裁判は重大事件が対象であり、遺体が関連する事件が多い。実際に対応した事件でも、検察官は証拠として写真の提出希望があるが、弁護人としては写真のインパクトは非常に強く、犯行の残虐性などが強く表現されるため消極であった。短い審理期間のなかでは写真の印象が強く残り、犯行動機の立証においても弁護立証が難しくなることから写真はなるべく提出しないように公判前整理手続において検察官、裁判所と調整を行っている。写真の提出がある場合でも最低限のものに絞り、図面で代替できないかなどの検討をしていただいている。

(説明者)

裁判員裁判において凄惨な写真を採用するかどうかについて説明されてきたが、実際に写真を採用することとなり、そのことによって精神的にストレスを受けた方は、最高裁判所が業者に委託しているメンタルヘルスサポートの相談窓口を利用することができ、当庁でも相談窓口に関するパンフレットを裁判員経験者に配布している。

(委員)

私は、残虐な証拠写真の在り方について悩んでいる。判決は法と証拠に基づいて判断されるが、それには加工された写真や図解による証拠によって正しい判断ができるのか、かといって残虐な写真をそのまま使うことによって裁判員が精神的な負担を負っても良いのだろうか、また、加工した証拠写真でも意味が通じていれば良いのではないかと悩んでいる。正しい判決をするために裁判所や検察官、弁護人は、とても苦労され、悩み続けているんだらうと感じている。

(委員)

裁判員候補者に選ばれた方が勤務する会社が、裁判員制度についての理解が不十分であり、仕事を休みにくいため、裁判所がその会社に対して制度説明や協力依頼を行った例はあるか。

(説明者)

そのような事例はないが、裁判員候補者からの回答書のなかで「仕事が忙しく休みが取れないため参加できない。」と回答されたことは何件かある。また、裁判員候補者として選任手続期日に出頭したが、裁判員として三、四日間仕事を空けることは上司の理解が得られないと話された方はいる。資料6「裁判員制度ナビゲーション」の12ページ下段に辞退事由が記載されており、裁判員法では、事業上の重要な用務を自分で処理しないと著しい損害が生じるおそれがあること、また、政令では、裁判員の職務を行うこと等により、本人又は第三者に身体上、精神上又は経済上の重大な不利益が生ずることが辞退の要件として定められており、「上司の理解が得られない」だけでは辞退事由として認められないが、そのことにより失職するおそれがある場合や、上司の理解が得られない背景としてシフト制勤務により代替者の手配がつかないなど、実質的には法令の要件に該当する場合もあるので、事案ごとに具体的な事情を伺って柔軟に辞退を認めている。

(委員長)

候補者に選ばれた段階でその方の勤務先に裁判所から行動を起こすことは難しいため、裁判所や法曹三者としても、広報活動により職場の理解が得られやすい環境作りを行っていかねばならないと思う。

(委員)

資料3のアンケート結果について質問したい。裁判員として裁判に参加し、判決も出しながらアンケート結果が「普通」や「わかりにくかった」とあるが、審理などについて普通やわかりにくい状況のなかで判決を出すのはいかがなものかと感じる。この「普通」や「わかりにくかった」点についてはどのようなことなのか再分析しているのか。また、このような状況をどのように考えているのかを伺いたい。

(説明者)

審理にはいろいろな場面があり、冒頭や最後の場面で検察官又は弁護人が意見を述べる弁論という手続や証拠たる書類を読み上げたり、証拠写真を見たり、証人を尋問するという証拠調べという手続、その他に評議室において評議を行う場面の三段階がある。この弁論手続、証拠調べ、評議の三段階においてそれぞれわかりやすかったか否かを回答していただいている。

弁論や証拠調べ段階については、具体的には、それぞれの証拠が何のために調べられているのかがわかりにくかったようである。また、警察や捜査機関が作成した証拠書類を読み上げても内容そのものが裁判員にはわかりにくかったという点や、精神鑑定などの専門的な鑑定書を読み上げてもわかりにくかったという点があると思われる。証人尋問では検察官、弁護人もわかりやすさを工夫した尋問を行っているが、証人の回答が直接的ではない場合などは結局、何を聞きたいのかがわかりにくくなることもある。

裁判員裁判が終わったあと、毎回、法曹三者で反省会を行っており、裁判員にわかりやすい裁判の実践について意見交換を行い、次回の裁判員裁判への改善につなげていることもあり、施行当初から比べると最近では「わかりにくか

った」との回答割合が減少傾向にある。

わかりにくいまま最終判断を行うことがあってはならないのはご指摘のとおりであり、最終的には評議の段階で裁判所から説明を行い、わからない状態を解消してから結論を出していただいている。いずれにしても、どの段階でも「わかりやすい」に越したことはないので、わかりやすい審理を目指したいと考えている。

(委員長)

わかりにくさを評議の段階で解消するだけではなく、審理などの段階で工夫している点や実践していることはあるか。

(説明者)

公判前整理手続のなかで裁判所、検察官、弁護人との間で争点についての共通認識を持ち、枝葉末節にわたる論点は審理を混乱させるのでなるべく核心について審理しようと依頼している。また、証拠内容についても裁判員に対するわかりやすさを意識した作り方をお願いしている。随分とノウハウが蓄積されているので最近では非常にわかりやすいものになっていると思われる。供述調書の取調べの点については、以前は、捜査の段階で警察や検察が事件について知識や情報を持っている人を取り調べ、その際の供述を調書というかたちで取りまとめ、その調書を法廷で読み上げる方式での証拠調べが多かったが、それでは裁判員の率直な疑問点に直接回答できないことから、最近では裁判所に証人として出頭していただき、証人尋問として直接話を聴き、疑問点はその場で質問することにより直接解消する方法も試みられている。

弁論手続という、意見を述べる場面では、「殺意」、「正当防衛」、「責任能力」などの一般の方には聞き慣れない言葉が頻繁に出てくるが、法律上のものであり避けて通れない。

ところで、説明をわかりやすく行う工夫について、民間企業ではプレゼンの機会であったり、報道機関でも内容が入り組んだ事件を読者にわかりやすい記事にして伝える際など、一見わかりにくいと思われる事柄についてうまく説明するための工夫やノウハウがあるのではないかと思う。わかりやすく伝えるスキルについて、審理や評議を充実させるための手法と共通するものがあるのではないかと思い、広く意見を伺いたい。

(委員)

読者にわかりやすい紙面作りは、私たちの永遠の課題である。裁判関係の記事は昔からわかりにくいといわれており、特に司法担当の記事は、法律用語をそのまま使用することが多いのでわかりにくかった。最近は改善傾向にあるが、法律用語をわかりやすい表現に置き換えるときに、本来の意味が変わってしまわないように注意を払っている。また、事件の構図が複雑な場合は、チャート図など図解によりわかりやすくなるような工夫をしている。

(委員)

検察官として法廷でわかりやすい主張、立証をする上では、捜査機関として真相究明を行うことが第一であると思う。裁判法廷での主張、立証も大事だが、

真相究明に更に力をいれていく必要があると思う。事案を解明することにより、どこまで主張立証すべきかが見えてくるものであり、検察官としてこの点を日々考え、その上で、裁判所や弁護士と公判前整理手続で協議しながら裁判員にわかりやすい審理ができるよう努めている。

(委員)

裁判員制度が始まって、まだ5年余りであり、この制度が広く理解されていないと思う。学校教育の場においても、裁判所の役割や裁判員制度の必要性を取り上げていくことが重要であり、その一環として裁判所見学なども考えていくべきだと思う。犯罪がなくなることはないだろうし、裁判所が不要になることはない。裁判所の重要な役割を子供の頃から教育していくことは重要であり、そのような環境が整えば社会のなかで裁判員制度が円滑に回っていくし、裁判員裁判に参加することについても職場の理解が得やすくなると思われる。

(委員長)

函館地家裁では、法廷傍聴や裁判所見学を多数受け入れており、また、小学校の夏休み中に法廷見学や模擬裁判を体験できるキッズデイというイベントを開催している。将来を担う子供たちに、社会課授業でとりあげる一般的な裁判の説明だけでなく、法律の考え方や紛争の解決の仕方などを体験させることが将来の社会活動で役立つと考えている。

○ 次回委員会のテーマについて

(委員)

今回は、家庭裁判所委員会と地方裁判所委員会の合同開催として「函館地家裁庁舎の防災対策について」というテーマを取り上げたいと思うが、いかがか。

(異議なし)

(委員長)

今回は、平成27年1月19日(月)午後3時から地裁委員会と家裁委員会の合同開催とし、「函館地家裁庁舎の防災対策について」をテーマとしたい。

以上